

## 狭山市手話講習会（入門・基礎）開催要項

### 1. 目的

本講習は入門・基礎の2課程で構成されており、聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得すること、通訳者を目指すための手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰ）に繋げることを目的とする

### 2. 主催

狭山市

### 3. 実施主体

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

### 4. 日程

令和8年5月20日（水）～令和9年3月10日（水）（全40回）

毎週水曜日 14時～16時 ※祝日、お盆、年末年始を除く

\*予備日：令和9年3月17日、24日

\*天候（台風など）、その他の事由により休講、指導内容の変更等あり

### 5. 講師・アシスタント

講師 特定非営利活動法人 手話教師センター

アシスタント 2名（入門1名・基礎1名）

### 6. 会場

狭山市社会福祉会館

### 7. 対象

市内在住・在勤の方、入門・基礎の全日程参加できる方、手話を学ぶのが初めて、または手話講習会の受講経験がない方 ※16歳以上の受講可

（受講経験者は2回まで。ただし、1回目の方が優先。）

### 8. 定員

15名 ※多数の場合は抽選（結果は5月11日以降、メールにて順次連絡予定）

### 9. 申し込み方法

メールまたは google フォームにて受付

【メール】 [shuwa@sayama-shakyou.or.jp](mailto:shuwa@sayama-shakyou.or.jp)

・入力事項：氏名（ふりがなを必ず記入してください）、住所、電話番号、メールアドレス、

年齢、受講理由

【google フォーム】

・右の二次元コードから必須項目を入力し、送信してください



\* 4月28日（火）締切（必着）

## 10. 受講料

受講料は無料 但し講習教材については受講者負担

## 11. 修了証および受講証の交付

以下の「必須条件」と「条件を3つ以上」満たした方には、閉講式において、修了証または受講証を交付いたします。

### 【必須条件】

- ①講座の出席率が28回以上であること（実技講座36回の80%以上）
  - ②講義の出席とレポート提出が3回以上であること（全4回のうち80%以上）
- ※講義は出席してもレポート未提出の場合は欠席扱いとなります。なおレポートの提出期限は講義終了後2週間以内です。

### 【条件】

- ①全講習の内容が理解でき、習得した技術を取り入れた会話ができるようになっていること
- ②ろう者との関わりに壁を感じなく、積極的になっていること
- ③聴覚障害に対する知識が向上していること
- ④講習会に対する積極性・態度・熱意があること

## 12. その他

その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

## 13. 問い合わせ先

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所内

狭山市手話通訳者派遣事務所

狭山市富士見1-1-11

TEL：04-2003-3742（平日8時30分～17時）

FAX：04-2003-3746

メール：shuwa@sayama-shakyou.or.jp